

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一〇四十五 （略） 四十六 森林法第十条の二第一項、第十条の十一の六（同法第十条の十一の九第三項において準用する場合を含む。）、第三十一条（同法第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。） 四十七〇六十四 （略） 2・3 （略）	（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一〇四十五 （略） 四十六 森林法第十条の二第一項、第十条の十一の六、第三十一条（同法第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。） 四十七〇六十四 （略） 2・3 （略）